

**洋上風力発電施設 3Dイメージデータ作製業務委託
企画提案コンペ参加仕様書**

1 委託業務の名称 洋上風力発電施設 3Dイメージデータ作製業務委託

2 委託業務の目的

国は令和3年10月に「第6次エネルギー基本計画」を策定し、2050年カーボンニュートラルを見据えた2030年に向けた政策対応として、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けて取組を進めることとしている。

このような中、三重県では令和4年度に再生可能エネルギーポテンシャル調査業務委託（以下、ポテンシャル調査）を実施し、県内における再生可能エネルギーの賦存量の調査を行った。

この結果に基づき、洋上風力発電のポテンシャルを有する地域に対し、市町等にヒアリング調査を行ったうえで、洋上風力の3Dイメージデータを作製する場所を選定し、その場所に洋上風力が建設された場合、景観上の影響を検討する際の情報を提供することを目的とする。

3 委託業務の概要

(1) 委託期間

契約日から令和6年3月15日（金）まで

(2) 委託業務の内容

別添「仕様書」のとおり

4 契約上限額 3,562,900円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 参加者資格

ア当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

ア三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 企画提案コンペの実施方法

提案者は下記に定める書類を提出期限までに提出すること。三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「洋上風力発電施設 3Dイメージデータ作製業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優

秀提案を選定します。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認の申請

(ア) 提出書類

- ① 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）
- ② 申請書に記載された資料
- ③ 共同事業体協定書兼委任状（共同事業体により参加する場合のみ）

(イ) 提出期限 令和5年7月21日（金）11時まで（必着）

(ウ) 提出先 〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部新産業振興課

電話番号：059-224-2316

電子メール：shinsang@pref.mie.lg.jp

(エ) 提出方法 持参又は郵便・民間事業者による信書便、又は電子メールにより送付してください。

※提出期限までに電話にて事務担当に受理を確認してください。

(オ) 結果通知 令和5年7月28日（金）17時までに電子メールで通知する予定。

(2) 企画提案書等の提出

原則A4縦・両面印刷・文字サイズ12ポイント。下記の事項について実際に履行可能な内容を記載してください。

(ア) 企画提案内容

- ① 業務の実施方針（業務実施の考え方、自社の強み等）
- ② 業務の実施計画（業務実施の手法、スケジュール、内容等）
- ③ 業務の実施体制（職員の配置、業務に関係する社外組織との連携体制、法令遵守に必要な体制等）
- ④ 提案の内容について、他社に対して優位であると思われる点
- ⑤ 同様の業務の実施実績（実施年度、事業名、契約相手先）（4件まで）

(イ) 提出書類及び部数

- ① 企画提案書 9部
- ② 共同体等、複数者から成る組織による参加の場合の資料 9部
組織の規定・会則等を企画提案書とは別に提出してください。
- ③ 見積書 9部（正1部、写8部でも可）

記載様式は特に定めませんが、積算の内訳は大きく分類した一式とせず、費用の内訳を可能な限り詳細に記載してください。

なお、見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。

- ④ 提案事業者の概要書 9部（正1部、写8部でも可）

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、主な事業内容等を簡潔に記載したもの。

- ⑤ 契約実績証明書 1部

過去3年間の今回の委託金額と同規模程度（又は同規模以上）の契約実績について記載してください。（様式例：第2号様式）

(ウ) 提出期間

参加資格確認結果の通知から令和5年8月1日（火）17時まで（必着）

(エ) 提出先 〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部新産業振興課

- (オ) 提出方法 上記提出場所に持参又は郵便・民間事業者による信書便による送付（メール及びファクシミリでの提出はお受けできません。）
※提出期限までに電話にて事務担当に受理の確認をしてください。

(3) 選定のための評価基準

(ア) 企画性・独自性

- ・ 事業者の特性を生かした独自性が認められるか。
- ・ 洋上風力発電の特性を熟知しており、業務の実施に対する独自の工夫が認められるか。

(イ) 的確性

- ・ 仕様書、調査目的に合致した提案となっているか。
- ・ 三重県の自然条件や地域特性など、三重の現状を踏まえた的確なデータに基づく提案内容となっているか。

(ウ) 専門性

- ・ 最新の技術動向を踏まえて業務を実施する能力を有しているか。
- ・ 客観的データを収集し、分析・解析する能力を有しているか。

(エ) 業務遂行能力

- ・ 実施手法や連絡体制、スケジュール等は的確で合理的かつ具体性があるか。
- ・ 本業務に類似する業務実績があるか。

(オ) 経済合理性

- ・ 提案内容及び事業予算額は、費用対効果の観点から効率的であるか。
見積額及び積算内訳・根拠は適当か。

(4) 第1次審査（書面審査）の実施

提案者が5者を超えた場合、適否評価及び企画提案書等による書類審査を行います。第1次審査により不採択とされた提案は選定対象から除外し、第2次審査は行いません。この場合は、令和5年8月4日（金）までに、不採択とされた参加者に対し電子メール又は電話で連絡します。

(5) 第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を決定します。選考結果については、プレゼンテーション審査に参加した全ての提案者に通知します。

(ア) 実施日時 令和5年8月7日午後（予定）

(イ) 実施場所 三重県津市広明町13番地 厚生棟 1階 会議室

(ウ) 時間配分 1事業者あたり20分程度（説明10分、質問10分を想定）

(エ) 説明者 3名以内

(オ) 実施方法 プレゼンテーション審査の審査は、提出いただいた企画提案資料のみによるものとします。プレゼンテーション審査の時間については、令和5年8月4日（金曜日）までに、「参加申込書」に記載の事務担当宛に電話又は電子メールにて連絡します。

7 質疑応答

本企画提案コンペにかかる質問事項の取扱いについては、下記のとおりとする。

(1) 質問の受付期間 令和5年7月18日（火）12:00まで

(2) 質問の方法 ファックスまたは電子メールのいずれかの方法で提出すること。

(3) 質問に対する回答

質問内容に対する回答は、令和5年7月20日(木)までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載する。質問申請の有無にかかわらず、企画提案書等を提出する前に、質問内容に対する回答ページを確認すること。

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)(有料)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの)の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの(無料))の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

※(1)、(2)にあつては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出(提示可)ができない場合は、申立書(別添)を提出(FAX又はメール可)してください。

9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県雇用経済部新産業振興課において行う。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

11 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

12 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

1 3 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

1 4 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

1 5 その他

- (1) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (3) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- (4) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により罰則があるので留意すること。

1 6 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県 雇用経済部 新産業振興課 中北、大西

TEL : 059 (224) 2316

FAX : 059 (224) 2078

E-mail : shinsang@pref.mie.lg.jp